

岩手県告示第552号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第6条第2項の規定により、次のとおり特定大規模集客施設の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成28年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の名称 株式会社マイヤ、DCMホームマック株式会社、大和リース株式会社及び有限会社シメアゲ
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 キャッセン大船渡ショッピングセンター 大船渡都市計画事業大船渡周辺地区土地
区画整理事業地内44-1街区及び44-2街区
- 3 変更した事項 特定大規模集客施設の名称
- 4 届出年月日 平成28年6月2日
- 5 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 平成28年6月14日から同年7月14日まで
 - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び沿岸広域振興局経営企画部並びに大船渡市役所、陸前高田市役所、釜石市役
所及び住田町役場